

平成 23 年 9 月 16 日

各 位

東 京 都 千 代 田 区 麴 町 三 丁 目 2 番 4 号
会 社 名 株 式 会 社 ス リ ー ・ デ ィ ー ・ マ ト リ ッ ク ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 村 健 太 郎
(コード番号：7777)
問 合 せ 先 取 締 役 岡 田 淳
電 話 番 号 03 (3511)3440

新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 23 年 9 月 16 日開催の当社取締役会において、当社株式の大阪証券取引所 J A S D A Q 市場グ
ロースへの上場に伴う新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知ら
せいたします。

記

1. 公募による新株式発行の件

- (1) 募集株式の種類 当社普通株式 700,000 株
及び数
- (2) 払込金額 未定 (平成 23 年 10 月 5 日開催予定の取締役会で決定する。)
- (3) 増加する資本金 増加する資本金の額は、平成 23 年 10 月 14 日に決定される予定の引受価
及び資本準備金 額 (引受人が当社に払込む金額) に基づき、会社計算規則第 14 条第 1 項
に関する事項 に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の
増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 発行価格による一般募集とし、S M B C 日興証券株式会社、みずほ証券
株式会社、いちよし証券株式会社、エース証券株式会社、岡三証券株式
会社、株式会社 S B I 証券及び藍澤証券株式会社 (以下「引受人」と総
称する。) に全株式を買取引受けさせる。
ただし、発行価格と同時に決定する引受価額 (引受人が当社に払込む金
額) が払込金額を下回る場合は、本公募による新株式発行を中止する。
- (5) 発行価格 未定 (払込金額決定後、払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮
条件における需要状況等を勘案した上で、平成 23 年 10 月 14 日に決定す
る。)
- (6) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行
価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (7) 申込期間 平成 23 年 10 月 17 日 (月曜日) から
平成 23 年 10 月 19 日 (水曜日) まで
- (8) 払込期日 平成 23 年 10 月 23 日 (日曜日)
- (9) 受渡期日 平成 23 年 10 月 24 日 (月曜日)
- (10) 申込株数単位 100 株
- (11) 払込金額その他本公募による新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今

ご注意： この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文
であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作
成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書 (並びに訂正事項分)」をご覧いただいた
うえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

後の取締役会において決定し、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。

- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|----------------|--|------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 1,148,400株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | The Corporation Trust Company Corporation Trust Center
1209 Orange Street, Wilmington, Delaware 19801, USA
3DM Investment, LLC | 277,000株 |
| | 東京都千代田区麹町三丁目3番地8
安田企業投資4号投資事業有限責任組合 | 150,000株 |
| | 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
T E I 1号投資事業有限責任組合 | 85,000株 |
| | 東京都板橋区小豆沢二丁目20番10号
株式会社アイル | 60,000株 |
| | 1209 Orange Street, Wilmington, Delaware 19801, USA
New Media Japan, Inc. | 60,000株 |
| | 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
JAIC-中小企業グローバル支援投資事業有限責任組合 | 50,000株 |
| | 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 40,000株 |
| | 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地
F V C グロース投資事業有限責任組合 | 40,000株 |
| | 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号
バイオ・サイト・インキュベーション1号投資事業有限責任組合 | 40,000株 |
| | 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地
フューチャー7号投資事業有限責任組合 | 40,000株 |
| | 愛知県名古屋市中区千代田二丁目16番30号
株式会社八神製作所 | 40,000株 |
| | 東京都足立区綾瀬一丁目6番13号
スリー・ディー・マトリックス・ジャパン1号投資事業組合 | 36,400株 |
| | 東京都港区芝大門二丁目5番5号
エムスリー株式会社 | 32,000株 |
| | 東京都渋谷区広尾二丁目6番18号
奥山スリーディーマトリックス1号投資事業組合 | 32,000株 |
| | 東京都港区芝二丁目31番19号
投資事業組合N F P-A F 1号 | 32,000株 |
| | Campbell Corporate Services Limited 4F, Scotia Centre,
P. O. Box 268, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands
TAIB-JAIC Asian Balanced Private Equity Fund | 25,000株 |

ご注意：この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- | | | |
|------|---|---|
| | 東京都港区新橋二丁目 16 番 1 号
有限会社テクノサイエンス | 24,000 株 |
| | 東京都渋谷区広尾三丁目 14 番 17 号
株式会社広尾企画 | 21,000 株 |
| | 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
ジャフコ・産学バイオインキュベーション投資事業有限責任組合 | 20,000 株 |
| | 東京都中央区日本橋一丁目 20 番 3 号
アイザワ・ベンチャー1号投資事業有限責任組合 | 10,000 株 |
| | 北海道札幌市北区北七条西二丁目 20 番地
ホワイトスノー第二号投資事業有限責任組合 | 10,000 株 |
| | 東京都千代田区麹町三丁目 3 番地 8
明治キャピタル7号投資事業組合 | 10,000 株 |
| | 愛知県名古屋市西区鳥見町二丁目 130 番地
野々川物産株式会社 | 8,000 株 |
| | 愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号
株式会社サンファイルド | 6,000 株 |
| (3) | 売出価格 | 未定。上記 1. における公募による新株式発行における発行価格と同一とする。 |
| (4) | 売出方法 | 売出価格による売出しとし、SMB C 日興証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。 |
| (5) | 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は上記 1. における引受価額と同一とする。 |
| (6) | 申込期間 | 上記 1. における申込期間と同一とする。 |
| (7) | 受渡期日 | 上記 1. における受渡期日と同一とする。 |
| (8) | 申込株数単位 | 上記 1. における申込株数単位と同一とする。 |
| (9) | その他本株式売出しに必要な一切の事項については、 | 代表取締役社長に一任する。 |
| (10) | 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記 1. の公募による新株式発行を中止する場合は、 | 本株式売出しも中止する。 |

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | | |
|-----|----------------|--|
| (1) | 売出株式の種類
及び数 | 当社普通株式 上限 200,000 株
なお、売出株式数は上限を示したもので、需要状況により減少する、又は本株式売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況を勘案したうえで、売出価格決定日に決定する。 |
| (2) | 売出人 | SMB C 日興証券株式会社 |
| (3) | 売出価格 | 未定。上記 1. における公募による新株式発行における発行価格と同一とする。 |
| (4) | 売出方法 | SMB C 日興証券株式会社が、上記 1. の公募による新株式発行及び上記 2. の引受人の買取引受による株式売出しに伴い、その需要状況を勘案し、当社株主である永野恵嗣（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について売出価格により追加的に売出しを行う。 |
| (5) | 申込期間 | 上記 1. における申込期間と同一とする。 |
| (6) | 受渡期日 | 上記 1. における受渡期日と同一とする。 |
| (7) | 申込株数単位 | 上記 1. における申込株数単位と同一とする。 |

ご注意：この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1.の公募による新株式発行を中止する場合は、本株式売出しも中止する。

4. 第三者割当による新株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 200,000株
- (2) 払込金額 未定。上記1.の公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、下記(4)に記載の割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当価格 未定。上記1.の公募による新株式発行における引受価額と同一とする。
- (5) 割当先及び割当株数 SMBC日興証券株式会社 200,000株
ただし、割当価格が払込金額を下回る場合、本第三者割当による新株式発行を中止する。
- (6) 申込期日 平成23年11月23日(水曜日)
- (7) 払込期日 平成23年11月24日(木曜日)
- (8) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (9) 払込金額その他本第三者割当による新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定し、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 上記(6)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しを中止する場合は、本第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意： この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による新株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

募集株式の数	当社普通株式		700,000株
売出株式数	当社普通株式	①引受人の買取引受による株式売出し	1,148,400株
		②オーバーアロットメントによる株式売出し(※)	上限 200,000株

(2) 需要の申告期間 平成23年10月6日(木曜日)から
平成23年10月13日(木曜日)まで

(3) 価格決定日 平成23年10月14日(金曜日)(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申込期間 平成23年10月17日(月曜日)から
平成23年10月19日(水曜日)まで

(5) 払込期日 平成23年10月23日(日曜日)

(6) 受渡期日 平成23年10月24日(月曜日)

(※) オーバーアロットメントによる株式売出しについて

公募による新株式発行及び引受人の買取引受による株式売出しに伴い、その需要状況を勘案し、200,000株を上限として、公募による新株式発行及び引受人の買取引受による株式売出しの主幹事であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる株式売出し)を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる株式売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる株式売出しが行われる場合は、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる株式売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限に、第三者割当による新株式発行の割当を受ける権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、平成23年11月18日(金)を行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日(平成23年10月24日(月))から平成23年11月18日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上限株式数の範囲内で株式会社大阪証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し第三者割当による新株式発行の割当に応じる予定であります。したがって、第三者割当による新株式発行における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当による新株式発行における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が第三者割当による新株式発行に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる株式売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる株式売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる株式売出しが行われる場合の売出株式数については、平成23年10月14日(金)に決定されます。オーバーアロットメントによる株式売出しが行われない場合は、SMBC日興

ご注意：この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社はグリーンシュエーションを全く行使しないため、失権により、第三者割当による新株式発行は全く行われません。また、株式会社大阪証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	3,792,000株
公募による新株式発行による増加株式数	700,000株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	200,000株(最大)
増資後の発行済株式総数	4,692,000株(最大)

3. 増資資金の使途

手取概算額 1,445,000千円については、当社の医療製品開発(注)の研究開発資金に1,345,000千円を充当し、当社の医療製品開発及び製品製造に係る設備投資資金として100,000千円を充当する予定であります。また、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりであります。

なお、実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく予定です。

(注) 自己組織化ペプチド技術を基盤技術として外科領域・再生医療領域・DDS領域において医療機器及び医薬品の研究開発を行う事業です。

(単位：千円)

具体的な使途	金額	支出予定時期
医療製品開発に係る研究開発資金 外科領域・再生領域・DDS領域の研究開発資金 <内訳>	1,345,000	
1. 各開発パイプラインの治験開始までの前臨床試験費(安全性・安定性・有効性データ取得のための各種試験等)	291,000	平成23年11月～平成26年4月
2. 各開発パイプラインの臨床試験を実施するための医療機関治験施設への各種支払・申請費用	379,000	平成23年11月～平成27年4月
3. 各試験に使用するペプチド製剤費用・治験に使用するペプチド製造費用等	396,000	平成23年11月～平成26年4月
4. 研究開発を実施するために要する人件費等	279,000	平成23年11月～平成26年4月
医療製品開発及び製品製造に係る設備投資資金 <内訳>	100,000	
1. 吸収性局所止血材製品用のシリンジ金型設備	40,000	平成24年5月～平成25年5月
2. 研究開発における社内研究向上に向けた試験検査設備	60,000	平成24年5月～平成26年4月
合計	1,445,000	—

(注) 公募による新株式発行とともに平成23年9月16日付をもって取締役会で決議された第

ご注意：この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

三者割当による新株式発行の手取概算額上限 418,500 千円については、当社の医療製品開発の研究開発資金に充当する予定であります。

※有価証券届出書提出時における想定発行価格 (2,100 円) を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は年1回の期末配当の実施及び利益に応じて中間配当を実施していくことを基本方針としております。しかしながら、当社は、未だ医療製品の開発に向け継続的に研究開発活動の実施へ資金を充当する段階であり、設立以来配当を実施しておらず、また、第7期事業年度末においても配当可能な状況にありません。今後も当面は研究開発活動へ資金を優先的に充当していく予定であり、株主に対する利益還元については重要な経営課題と認識しておりますが、累積損失が処理された段階において、財務状態及び経営成績を勘案しつつ配当の実施について検討する所存であります。

(2) 内部留保資金の使途

今後当面は、研究開発活動に優先的に充当していく方針です。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後の株主に対する利益還元については、累積損失が処理された段階において、財政状態及び経営成績を勘案し、利益配当の実施について検討する予定であります。

(4) 過去3期間の配当状況

回次	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月
1株当たり当期純損失(△)(連結)(円)	-	△7,870.64	△58,896.13
1株当たり配当金(円) (1株当たり中間配当金)	- (-)	- (-)	- (-)
実績配当性向(連結)%	-	-	-
自己資本当期純利益率(連結)%	-	-	-
純資産配当率(連結)%	-	-	-

- (注) 1. 当社は第6期より連結財務諸表を作成しております。
 2. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 3. 自己資本当期利益率は、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
 4. 1株当たり配当金(1株当たり中間配当金)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載しておりません。
 5. 当社は平成23年7月26日付で株式1株につき100株、平成23年8月30日付で株式1株につき4株の株式分割を行っております。そこで、株式会社大阪証券取引所の引受担当者宛通知『「上場申請のための有価証券報告書」の作成上の留意点について』(平成20年4月9日付大証上場第22号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりであります。

回次	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月
1株当たり当期純損失(△)(連結)(円)	-	△19.68	△147.24
1株当たり配当金(円) (1株当たり中間配当金)	- (-)	- (-)	- (-)

ご注意：この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社大阪証券取引所の「JASDAQにおける有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規程等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分等」における今後の利益配分にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。